

川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規  
程の一部を改正する訓令の制定について

川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

(案)

川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程（昭和42年川崎市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

総合教育センター	総合教育センターに勤務する職員	38時間45分	8：30～17：15	12：00～13：00	日曜日及び土曜日
----------	-----------------	---------	------------	-------------	----------

」

を

「

総合教育センター	総合教育センターに勤務する職員	38時間45分	8：30～17：15	12：00～13：00	日曜日及び土曜日
学校給食センター	学校給食センターに勤務する一般事務職である職員	38時間45分	8：30～17：15	12：00～13：00	日曜日及び土曜日
	学校給食センターに勤務する職員（	38時間45分（所長）	1 7：45～16：30	勤務時間の途中において1時間	日曜日及び土曜日

	一般事務 職である 職員を除 く。)		2 8 : 30～ 17 : 15		
--	-----------------------------	--	----------------------	--	--

」

に改める。

別表第 2 中

「

<p>2 修学旅行において生徒を引率して行う指導業務に従事する場合は、当該業務に係る勤務日を含む 4 週間を通じ 1 週間につき 3 8 時間 4 5 分とする。 (校長)</p>	<p>3 時間 3 0 分から 1 2 時間までの範囲内</p>	<p>2 勤務時間が 6 時間を超える場合は勤務時間の途中において 4 5 分、8 時間を超える場合は勤務時間の途中において 1 時間とする。</p>	<p>2 4 週間を通じ 8 日以上</p>
--	----------------------------------	---	------------------------

」

を

「

<p>2 修学旅行において生徒を引率して行う指導業務に従事する場合は、当該業務に係る勤務日を含む4週間を通じ1週間につき38時間45分とする。 (校長)</p>	<p>2 3時間30分から12時間までの範囲内</p>	<p>2 勤務時間が6時間を超える場合は勤務時間の途中において45分、8時間を超える場合は勤務時間の途中において1時間とする。</p>	<p>2 4週間を通じ8日以上</p>
--	-----------------------------	---	---------------------

」

に改める。

#### 附 則

この訓令は、平成29年8月29日から施行する。

## 制 定 理 由

学校給食センターの新設に伴い、学校給食センターに勤務する職員の勤務時間等を定めること等のため、この訓令を制定するものである。

川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令 新旧対照表

改正後						改正前					
○川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程 昭和42年3月31日教委訓令第2号 (第1条～第4条 略) 別表第1 (第2条関係)						○川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程 昭和42年3月31日教委訓令第2号 (第1条～第4条 略) 別表第1 (第2条関係)					
所属	種別	1週間の勤務時間 (勤務時間等を割り振る者)	勤務時間	休憩時間	週休日	所属	種別	1週間の勤務時間 (勤務時間等を割り振る者)	勤務時間	休憩時間	週休日
事務局	事務局に勤務する職員	38時間45分	8:30～17:15	12:00～13:00	日曜日及び土曜日	事務局	事務局に勤務する職員	38時間45分	8:30～17:15	12:00～13:00	日曜日及び土曜日
総合教育センター	総合教育センターに勤務する職員	38時間45分	8:30～17:15	12:00～13:00	日曜日及び土曜日	総合教育センター	総合教育センターに勤務する職員	38時間45分	8:30～17:15	12:00～13:00	日曜日及び土曜日
学校給食センター	学校給食センターに勤務する一般事務職である職員	38時間45分	8:30～17:15	12:00～13:00	日曜日及び土曜日	(新設)					
	学校給食センター(所長)	38時間45分	17:45～16:30	勤務時間の途中に	日曜日及び土曜日						

改正後						改正前					
				2 8:30~ 17:15	において1 時間						
	に勤務する職員(一般事務職である職員を除く。)										
図書館(図書館分館にあっては、麻生図書館柿生分館に限る。)	図書館(中原図書館及び麻生図書館柿生分館を除く。)に勤務する職員	38時間45分(館長)	1 8:30~ 17:15	勤務時間の途中において1時間	4週間を通じ8日	図書館(図書館分館にあっては、麻生図書館柿生分館に限る。)	図書館(中原図書館及び麻生図書館柿生分館を除く。)に勤務する職員	38時間45分(館長)	1 8:30~ 17:15	勤務時間の途中において1時間	4週間を通じ8日
			2 10:30~ 19:15						2 10:30~ 19:15		
図書館(中原図書館に勤務する職員)	麻生図書館柿生分館に勤務する職員	38時間45分(館長)	1 8:30~ 17:15	勤務時間の途中において1時間	4週間を通じ8日	図書館(中原図書館に勤務する職員)	麻生図書館柿生分館に勤務する職員	38時間45分(館長)	1 8:30~ 17:15	勤務時間の途中において1時間	4週間を通じ8日
			2 10:30~ 19:15						2 10:30~ 19:15		
			3 12:30~ 21:15	3 12:30~ 21:15							
日本民家園	日本民家園に勤務する職員	38時間45分(園長)	8:45~17:30	勤務時間の途中において1時間	月曜日及び4週間を通じ4	日本民家園	日本民家園に勤務する職員	38時間45分(園長)	8:45~17:30	勤務時間の途中において1時間	月曜日及び4週間を通じ4

改正後

				時間	日
青少年科 学館	青少年科 学館に勤 務する職 員	38時間45 分(館長)	8:45~17: 30	勤務時間 の途中に おいて1 時間	月曜日及 び4週間 を通じ4 日

備考

- この表中1週間の勤務時間の欄(事務局及び総合教育センターの項を除く。)における勤務時間等を割り振る者は、4週間を平均して、1週間の勤務時間が同欄の時間数となるように、勤務時間、休憩時間又は週休日の割振りを行うものとする。
- この表中勤務時間及び休憩時間の欄における時間の表記は、24時制によるものである。

別表第2 (第2条関係)

所属	種別	1週間の勤務時間 (勤務時間等を割 り振る者)	勤務時間	休憩時間	週休日
学校	小学校、中 学校及び特 別支援学校 に勤務する 教育職員	4週間を通じ1週 間につき38時間45 分(校長)	3時間45分 から11時間 45分までの 範囲内	勤務時間 が6時間 を超える 場合は勤 務時間の 途中にお いて45分、 8時間を 超える場 合は勤務 時間の途 中におい	4週間 を通じ 8日以 上

改正前

				時間	日
青少年科 学館	青少年科 学館に勤 務する職 員	38時間45 分(館長)	8:45~17: 30	勤務時間 の途中に おいて1 時間	月曜日及 び4週間 を通じ4 日

備考

- この表中1週間の勤務時間の欄(事務局及び総合教育センターの項を除く。)における勤務時間等を割り振る者は、4週間を平均して、1週間の勤務時間が同欄の時間数となるように、勤務時間、休憩時間又は週休日の割振りを行うものとする。
- この表中勤務時間及び休憩時間の欄における時間の表記は、24時制によるものである。

別表第2 (第2条関係)

所属	種別	1週間の勤務時間 (勤務時間等を割 り振る者)	勤務時間	休憩時間	週休日
学校	小学校、中 学校及び特 別支援学校 に勤務する 教育職員	4週間を通じ1週 間につき38時間45 分(校長)	3時間45分 から11時間 45分までの 範囲内	勤務時間 が6時間 を超える 場合は勤 務時間の 途中にお いて45分、 8時間を 超える場 合は勤務 時間の途 中におい	4週間 を通じ 8日以 上

改正後					改正前				
				て1時間とする。					て1時間とする。
小学校、中学校及び特別支援学校に勤務する学校栄養職及び学校事務職である職員	38時間45分(校長)	7時間45分	勤務時間の途中において45分	日曜日及び土曜日	小学校、中学校及び特別支援学校に勤務する学校栄養職及び学校事務職である職員	38時間45分(校長)	7時間45分	勤務時間の途中において45分	日曜日及び土曜日
小学校、中学校及び特別支援学校に勤務する業務職である職員	38時間45分(校長)	7時間45分	勤務時間の途中において1時間	日曜日及び土曜日	小学校、中学校及び特別支援学校に勤務する業務職である職員	38時間45分(校長)	7時間45分	勤務時間の途中において1時間	日曜日及び土曜日
高等学校に勤務する教育職員	1 38時間45分(校長)	1 7時間45分	1 勤務時間の途中において45分	1 日曜日及び土曜日	高等学校に勤務する教育職員	1 38時間45分(校長)	1 7時間45分	1 勤務時間の途中において45分	1 日曜日及び土曜日
	2 修学旅行において生徒を引率して行う指導業務に従事する場合は、当該業務に係る勤務日を含む	2 3時間30分から12時間までの範囲内	2 勤務時間が6時間を超える場合は勤務	2 4週間を通じ8日以上		2 修学旅行において生徒を引率して行う指導業務に従事する場合は、当該業務に係る勤務日を含む	2 3時間30分から12時間までの範囲内	2 勤務時間が6時間を超える場合は勤務	2 4週間を通じ8日以上

改正後						改正前						
			む4週間を通じ 1週間につき38 時間45分とする。 (校長)		時間の 途中に おいて 45分、8 時間を 超える 場合は 勤務時 間の途 中にお いて1 時間と する。				む4週間を通じ 1週間につき38 時間45分とする。 (校長)		時間の 途中に おいて 45分、8 時間を 超える 場合は 勤務時 間の途 中にお いて1 時間と する。	
	高等学校に 勤務する一 般事務職及 び業務職で ある職員	38時間45分 (校長)	7時間45分	勤務時間 の途中に おいて1 時間	日曜日 及び土 曜日		高等学校に 勤務する一 般事務職及 び業務職で ある職員	38時間45分 (校長)	7時間45分	勤務時間 の途中に おいて1 時間	日曜日 及び土 曜日	
備考 この表中1週間の勤務時間の欄における勤務時間等を割り振る者は、勤務時間、休憩時間又は週休日の割振りを行うものとする。  (以下 略)						備考 この表中1週間の勤務時間の欄における勤務時間等を割り振る者は、勤務時間、休憩時間又は週休日の割振りを行うものとする。  (以下 略)						